



スマホで
簡単予約

太平洋フェリーで行く! 春の味覚静岡石垣いちご狩りと 静岡歴史めぐり 6日間



石垣いちご/富久屋



日本平夢テラス



久能山東照宮



駿府城



三保の松原



4日目/桜エビかき揚げ丼



往路/いしかり



復路/きたかみ



静鉄ホテル
プレジオ
静岡駅北



おすすめポイント!

- ★「太平洋フェリー」でのんびり船旅をお楽しみください。
- ★徳川家康ゆかりの駿府城・久能山東照宮・三保の松原にご案内
- ★いちご狩りは30分間たっぷりお楽しみいただけます。
- ★駿府城・日本平夢テラス・久能山東照宮は地元ガイドさんがご案内。
- ★画像提供 静岡市・静岡県観光協会・富久屋・
静鉄ホテルプレジオ静岡駅北・太平洋フェリー

■出発日/2026年3月15日 (日)

■旅行代金 (大人お1人様・子ども同額)
61,800円 ~ 84,800円 (ネット予約で500円引き)

フェリー [△] ホテル	B寝台 (階段式2段ベット)	S寝台 (1段ベット)	1等客室 インサイド (窓無)	1等客室 アウトサイド (窓有)
おとな 1名様	61,800円	70,800円	84,800円	
おとな 2名様1室	60,800円	69,800円	78,800円	83,800円

■募集人員 35名 ■最少催行人員/15名

- 食事/朝食1回/昼食2回/夕食0回
- 添乗員/同行 ■利用バス会社/名鉄観光バス
- 宿泊 フェリー 4泊/ホテル (静鉄ホテルプレジオ静岡駅北) 1泊



日程	集合/苫小牧西港フェリーターミナル（出発の90分前）	食事
3/15	(17:30集合) 苫小牧西港 <19:00> (太平洋フェリー/いしかり) 船中泊 ~~~~~ 名古屋港まで船内にて快適な船旅をお楽しみください。船内にレストラン・売店・大浴場等完備 ~~~~	なし
3/16	①仙台港 (10:00/12:50出航) 船中泊 ① 仙台港での一時下船可 (ただし、気象・港湾状況等により一時下船が出来ない場合がございます。)	なし
3/17	名古屋港 <10:30> = 駿府城(見学) <約90分> = 三保の松原(見学) <約45分> = 静鉄ホテルプレジオ静岡駅北 (宿泊) 17:30頃	朝× 昼○ 夕×
3/18	ホテル <8:30> = 日本平ロープウェイ (乗車) / 日本平夢テラス (見学) <約30分> = 久能山東照宮 (参拝) <約60分> = 富久屋 (いちご狩り/昼食) <約90分> = 登呂遺跡 (見学) <約30分> = 刈谷ハイウェイオアシス (休憩) <約30分> = 名古屋港 <19:00> (太平洋フェリー/きたかみ) =	朝○ 昼○ 夕×
3/19	②仙台港 (16:40/19:40出航) 船中泊 ② 仙台港での一時下船可 (ただし、気象・港湾状況等により一時下船が出来ない場合がございます。)	なし
3/20	苫小牧西港 <11:00>	なし

※青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。

※天候や道路状況、見学箇所の都合等により、到着時間や行程内容が変更となる場合がございます

旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後日用意致しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス株(以下「当社」という)企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行条件は以下によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約の成立時期

- 所定の申込書に所定記項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かれます。
- 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の確認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。
- 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
- お申込金(お1人様)
旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円
6万円未満 12,000円
10万円未満 20,000円
15万円未満 30,000円
15万円以上 旅行代金の20%

●団体グループ契約について

- 当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行の申込みがあった場合は、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者か有しているとみなします。
- 契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については何ら責任を負うものではありません。
- 当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 旅行代金の支払い
旅行代金は旅券発行の前日からさかのばって13日目にあたりるより前(お申込みが開始の場合は当社が指定する期日前まで)にお支払い下さい。また、お客様が当社提供のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金・取消料・追加諸費用などお支払いいただけないことがあります。この場合はカード利用日よりお客様の申出がない限り、お客様の承認日と数えます。
- 旅行代金の通常
(1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はおとな料金、満6歳以上(航空機利用料金は3歳以上)12歳未満はこれども料金となります。
(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用率でご確認下さい。

●旅行内容の変更

- 当社は、旅行終結後であっても、天災事変、戦争、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行・宿泊による運送サービスの提供その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないものとして、お客様にあらかじめ送らせることがあります。ただし、運送・宿泊機関等の運送サービスの内容を変更することがあります。ただし、運送・宿泊機関等の運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の変更が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額の旅行代金を変更します。
- 旅行代金の変更
前項により旅行内容が変更され、旅行実施にようする費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対する取扱料、契約料その他の料金に支払い、またはこれから支払われなければならない費用を含みます)が増加したときはサービスの提供行為されているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の変更が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額の旅行代金を変更します。
- 取消料
(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。
- | 契約解除の日 | 取消料(お1人様) |
|----------------------|--|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのばって | 1)21日にあたる日以前の解除(日帰り旅行であっても11日目)
無料 |
| | 2)20日(日帰り旅行にあたっては10日目)にあたる日以降の解除
(3~6を除く)
旅行代金の20% |
| | 3)7日にあたる日以降の解除
(4~6を除く)
旅行代金の30% |
| | 4)旅行開始日の前日の解除
旅行代金の40% |
| | 5)旅行当日の解除
旅行代金の50% |
| | 6)旅行開始後の解除または無断旅行不参加
旅行代金の100% |
- ※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページ内に記載する取消料になります。
- ※当社の責任となるなら、各種ローンの取扱上の事由に基づき、お取消になる場合でも上記取消料金をお支払い頂きます。
- ※お客様の都合による出発日の変更・運送・宿泊機関等行程上の一歩変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。
- 旅行代金の変更
(1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はおとな料金、満6歳以上(航空機利用料金は3歳以上)12歳未満はこれども料金となります。
- 旅行代金の通常
(1)当社の旅行条件と旅行代金の基準
旅行条件は、2026年1月1日を基準としています。また旅行代金については、2026年1月1日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。
- 当社の責任及び免責事項
(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠償致します。
(2)お客様に付して生じた(1)損害については同項の規定にかかるべき損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償致します。
- 特別補償
当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様の損害型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外來の事故により、その身体、生命または手荷物に被った一定の被害について、以下の金額の範囲で補償金またはお見舞金を支払います。
・死亡保証金 1,000万円
・入院見舞金 2~20万円
・通院見舞金 1~5万円
・携行品損害補償金: お客様1名につき~15万円(ただし補償対象品1個当たり10万円を限度とします)。
- 国内旅行保険への加入について
ご旅行中、病気やけがをした場合、多額の治療費、移送費がかかりことがあります。これらを担つるために、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については、お申込み店の販売窓口にお問合せ下さい。
- 事故等のお申出について
旅行中に事故等が生じた場合は直ちに同行の添乗員、現地係員、ご旅行中の病院にかけられた場合、お申込み店の販売窓口に連絡して下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、この他当社に連絡して下さい)。
- 旅行代金の支払い
旅行代金は旅券発行の前日からさかのばって13日目にあたりるより前(お申込みが開始の場合は当社が指定する期日前まで)にお支払い下さい。また、お客様が当社提供のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金・取消料・追加諸費用などお支払いいただけないことがあります。この場合はカード利用日よりお客様の申出がない限り、お客様の承認日と数えます。
- 旅行代金の通常
(1)当社の旅行条件と旅行代金の基準
旅行条件は、2026年1月1日を基準としています。また旅行代金については、2026年1月1日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画実施 北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員

BT 北海道中央バス(株)
シービーツアーズカンパニー

予約センター 011-221-0912

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中)

札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2階

営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:15 土日祝定休

総合旅行業務取扱管理者 小林 裕明

LINE 友だち追加



一般社団法人
日本旅行業協会



旅行業公正取引協議会会員



https://kankei.kouho-bus.co.jp/

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ね下さい。